

第8章 計画の推進に向けて

1 進行管理体制の確立

本計画は、市民福祉部社会福祉課が中心となり、関係部局、関係機関・団体、障がい当事者などと連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

庁内の推進体制として、年度ごとに計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについての協議を行うことにより円滑な推進に努めます。

2 計画の点検・評価の方策

本計画に基づく施策を計画的に推進するため、「南丹市地域自立支援協議会」において、本計画の進捗状況について評価を行い、意見を聞くこととします。

なお、計画の進捗状況の評価結果については広く市民に公表します。

3 府・近隣市町等との広域連携の方策

本計画を推進し、障がい者のニーズにあった施策を展開するためには、障がい者団体をはじめ、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会など多くの地域関係団体の協力が不可欠です。それら関係団体と相互に連携を図り、本計画の着実な推進に向け取り組みます。

また、国が示した目標を実現していくためには、福祉施設から一般就労への橋渡しや福祉施設に対する就労継続支援の雇用型への誘導方策等、抜本的な就労支援施策の構築・具体化はもとより、訪問系サービスの実績に応じた国庫負担の仕組みを改めることや、利用者や事業者の実情を踏まえて日中系・居住系サービスの基準・報酬などを設定していくこと、また保健所の協力が不可欠となる精神障がい者の地域生活への移行の促進、さらには障がい者のサービス利用が抑制されることのないよう適切な方策を講じることなど、数多くの課題があります。

このような障がい者福祉施策の充実や制度の見直しなどについては、府や近隣市町と協力・連携し、積極的に国に対し提言や要望を行っていきます。